

平成 26 年度 第 3 回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議録）

平成 26 年 11 月 18 日（火）午後 2 時～
白山会館 胡蝶の間

（司 会）

ただいまから平成 26 年度第 3 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。
本日の司会を務めさせていただきます、新潟市福祉総務課の高橋と申します。
本日はご多忙の中、委員の皆様からお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。
はじめに事務局から、一言ごあいさつを申し上げます。

（事務局）

皆様、お疲れさまでございます。新潟市福祉総務課課長補佐の遠藤と申します。本日、福祉総務課長の外山が突発的な公務のために本日はこちらのほうでごあいさつできずに、大変申し訳ございません。

本日は、委員の皆様、また関係者の皆様お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日の協議会でございますが、新規申請 2 団体、更新申請 1 団体の協議、そして今年度の上半期の実績報告が主な内容となっております。

また、後ほど事務局からお話しさせていただきますが、五十嵐委員が今回で最後ということでございまして、長期間にわたりまして、こちらのほうにお務めいただきまして、大変ありがとうございました。

また、本日の会議、長時間にわたると思いますが、重ねてお願ひいたしまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（司 会）

それでは、まず議事に入ります前に、資料確認をお願いいたします。
本日、使用いたします資料は、「次第」、「新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針」、「協議依頼①」、こちらは「C I L 新潟」の協議依頼です。それから、「資料 1-1」、「資料 1-2」がございます。続きまして、「協議依頼②」と「資料 2-1」、「資料 2-2」、「新潟みずほ福祉会」のものでございます。それから、「協議依頼③」、「アクセシブルにいがた」のものでございます。
それから「資料 3」です。それから、「協議依頼④」、2 枚綴じてございますけれども、「千草の舎」のものでございます。

それから、A4 横「福祉有償運送登録団体 実施概要一覧」と、「福祉有償運送の運行状況実

績報告書のまとめ」、こちらが表の順番にしたがいまして、①から⑯まで17団体分配布してございます。以上でございます。よろしいでしょうか。

(和泉委員)

文書のことについてお尋ねするのですが、前回の会議のときに申請書の日付の面に関しては、皆さんご検証されたと思うのですが、ところどころ住所が入っていないのは、事務局の不備でしょうか、それとも分かっていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

今回、つけさせていただきました資料につきましては、事前送付資料と基本的に同じものになっています。そこに、今回運転者の名簿と修了証を付けさせていただきました。住所につきましては、直接住所が協議等にかかわることはありませんので、事前送付資料と同じものを付けさせていただきました。

(和泉委員)

協議依頼の①なのですが、1枚めくっていただきますと、うしろに申請者の住所とかありますよね。こういうのも不要ということですか。

(事務局)

申請者の住所は法人の住所になりますし、個人情報ではありませんので。

(和泉委員)

ページ2のところに、名称、住所、代表者の氏名とありますでしょう。そこは書いてありませんよね。書いてありますか。私の手元の資料に書いていないのです。協議依頼①の1枚めくってもらって中ほどの1というところに何も書いていないですね。これは不要ということですか。

(事務局)

申し訳ありません。こちらにつきましては、不備であります、こちらの名称、住所、代表者につきましては、上記の申請者の名称と同じになります。

(和泉委員)

前から私は書類のチェックはあなた方にお任せすると言ってあるのだけれども、いつもこうやって不備があるというはどういうことなのでしょうかね。会議が始まる前に聞かせてもらえますか。

(事務局)

こちらとしても、一応確認はしているのですが、この点につきましては、大変申し訳ありませんでした。

(司 会)

本日は、島崎委員、高橋委員、丸山委員、海藤委員からご欠席の連絡をいただいております。

16名の委員のうち12名の委員の皆様がご出席されておられ、規則第6条第2項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、新潟運輸支局の高橋委員が欠席ですが、新潟運輸支局輸送・監査部門、運輸企画専門官の佐久間様からオブザーバーとして出席していただいております。

それでは、松本会長より、議事進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

今、事務局からご説明がありましたように、本日はいくぶん内容が盛りだくさんです。かといって皆さん方できるだけいろいろご意見をいただきて議論して進めていきたいと思っております。

最初は、新規登録申請が2件ということでございまして、「特定非営利活動法人 CIL新潟」の新規登録の協議依頼ということになります。

それでは、事務局からご説明いただきたいと思います。また、必要がありましたら、団体の方に発言を求めるということにしたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。議事の(1)と(2)につきましては、次第をご覧いただきますと、新規申請と登録申請とあります。ともに登録先は国の新潟運輸支局になりますが、その申請に先立って地域での合意を得る必要があるということで、この新潟市福祉有償運送運営協議会に諮って合意を得てから、新潟運輸支局に登録するという流れになっています。

今回、新規申請2件と更新申請1件の協議依頼がありましたので、法人ごとに順番に説明いたします。説明方法についてですが、資料につきましては「協議依頼①」となります。これにつきましては、参考資料として配付させていただいていますが、申請団体が新潟運輸支局へ登録申請する際の案となっておりまして、事前に配付したものに運転者名簿、国認定講習の修了証等を追加したものになっております。先ほど不備があるとのご指摘いただきまして、大変申し訳ありませんでした。ところどころ抜けている住所につきましては、個人情報で直接協議に必要ないということで削除させてもらったものもあります。

今回は、協議申請案の参考資料として配付しまして、資料1-1と資料1-2を中心に説明させていただきます。新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針を参考までに配付させていただきました。資料1-1は指針に沿った体制や運営になっているかというものを確認するものです。協議会事務局が法人の事務所へ現地確認を行い、聞き取った内容と、協議依頼①にある申請案から抜粋した内容となっております。資料1-2は、この協議会に諮る前に小委員会を開催しまして、小委員会での指摘や意見をまとめたものです。また、それに対する申請団体の回答もまとめています。

協議会での合意事項につきましては、運送の必要性、対価、運送の区域、この三点になります。その他、複数乗車の可否など、個別の事案で合意が必要なものもあります。それをもとに、資料1－1をご覧いただきたいと思います。事前に送付しました協議依頼につきましては、資料1－1にまとめましたので、協議依頼①の1枚ずつの説明につきましては、割愛させていただきます。

資料1－1をご覧ください。

＜特定非営利活動法人　CIL新潟の登録申請案について、資料に基づき説明＞

続きまして、資料1－2について説明させていただきます。これにつきましては、小委員会で委員に指摘された内容になっています。小委員会につきましては、平成26年11月4日に開催しました。

そこでの指摘事項についてですが、まず運送の必要性については認められるということです。損害賠償措置について、小委員会の指摘ですが、そのときの保険証券等を見ますと、運転者の年齢条件が35歳以上限定となっているにもかかわらず、運転者名簿を見ると35歳未満の方が2名いて、さらに運転者本人配偶者限定特約が付いていました。一方、車両の一覧には、全員が運転するという記載がありましたので、それについて事故に備えた保証措置がなされていないという指摘がありました。これについては、法人からの回答ですが、この時点においては申請が通るのかどうなのか分からぬということで、登録が終わってから保険の内容を変更する予定でいたということですが、ご指摘をいただいたので保険内容の変更契約をして、今回更新した書類を付けています。変更後の内容はご参照ください。

もう1点、損害賠償措置についてですが、実施主体の法令違反が原因の事故について免責になっていないか、再度保険の内容について確認すべきとの指摘がありました。例えば運転者が飲酒運転をした場合でも保証されるのかということです。それについて再度保険会社に確認していただきましたが、飲酒運転、無免許運転など法令違反が原因の事故であっても免責規定には記載されていないということです。通常、どの保険でも被害者保護のため、対人に対する保証は法令違反が原因の事故について免責になっていないということです。

運行管理体制ですが、そのときの様式3において整備管理者の代務者が記載されていなかつた運行については、検討していただき、代務者を追加して修正していただきました。

小委員会での指摘事項と、それに対する法人からの回答は以上になります。

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまのCIL新潟の新設にかかる協議につきまして説明があったわけですが、何かご意見ございますでしょうか。

C I Lからの説明を受けます。それでは、お願ひいたします。

(C I L新潟)

C I L新潟の篠田と申します。よろしくお願ひします。今回、有償運送を申請したきっかけは、西蒲区にある特別支援学校からの相談がきっかけで申し込みました。身体障がい者はなかなかバスや電車に乗りにくくて非常に困っているということで、協力したいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、C I L新潟について、ご意見ありますでしょうか。

先ほどの事務局のご説明の中で、おやと思ったのですが、様式 11 をあとで修正してもらいますという説明がありましたね。ということなのでしょうか。

(事務局)

様式 11 の 37 ページをご覧いただきますと、様式 11 は指針に基づく雛形となっていますが、この様式は運転者が車を持ち込む場合に限った様式になっていまして、今回の申請の場合は運行管理責任者が車を持ち込むことになっていますので、この様式が想定していない形となっています。契約内容をみると、使用権について個人から法人に貸しますよという趣旨と、責任については法人が負いますよという趣旨については、この様式では読み取れますが、実態にそぐわない部分につきましては、修正が必要な箇所もあります。

(会長)

そういうふうに実態に合うように修正しますということですね。

特に無いようですが、どうでしょうか。小委員会に出席していただいた五十嵐委員、和泉委員、富澤委員、山㟢委員、特に。

(五十嵐委員)

一つあえて言えば、小委員会のときも発言したのですけれども、運送の対価の複数乗車の対価、複数乗車の場合は 1 運行につき 1 契約とするため、複数乗車の対価は設定しないということなのでしょうけれども、これだけでは分からぬから、みんなで割るとか、分かりやすく説明しないと委員の方々は分からぬのではないかと申し上げたので、もうちょっと詳しく説明してやっていただけませんか。

(事務局)

複数乗車の場合の対価について説明させていただきます。27 ページに利用料金一覧表があります。それについては、走行 1 キロあたり 40 円となっています。複数乗車の場合、どのような形で対価を取るかという形になりますが、二人乗っても三人乗っても 1 キロあたり 40 円というのは変わりありません。どういう形で取るかというと、例えば二人乗ったら 40 円を 2 で割るとか、三人乗ったら 40 円を 3 で割って、1 運行に対して取る金額というのは走行 1 キロあたり

40円という形になります。

(会長)

よろしいでしょうか。

それでは、特にそのほかご意見も無いようですので、CIL新潟について取りまとめたいと思いますが、新規の申請について協議が整ったということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、協議が整いましたので、団体から国ほうへの申請準備をお願いいたします。

それでは、新規申請の2件目に入りますが、「社会福祉法人 新潟みずほ福祉会」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

社会福祉法人新潟みずほ福祉会について、新規登録申請の件について説明させていただきます。資料2-1に基づいて説明させていただきます。

<社会福祉法人 新潟みずほ福祉会の登録申請案について、資料に基づき説明>

続きまして、資料2-2をご覧ください。小委員会で指摘事項と法人からの回答です。運送の必要性については認められることがあります。ただし、利用範囲として登録会員に限って輸送すべきことを徹底してほしいとの意見があり、その旨法人に伝えました。それに対する回答としまして、利用登録名簿の作成、登録を厳守し、会員以外の輸送はしませんということで確認していただいている。

グループホームを運営しているということですが、そのグループホームについての所在地や定員、入所者の特性など、具体的な情報がほしいという指摘がありましたので、こちらに記載したとおりとなっています。

損害賠償措置についてですが、これも先ほどの件と同じように、実施主体の法令違反が原因の事故について免責になっていないか、再度保険の内容について確認すべきという指摘がありました。これについて、同じように確認するよう伝えましたところ、法令違反があっても被害者保護を優先として被害者や損害物に対しての支払いをしますとの回答を保険会社よりいただきましたと回答をいただいている。事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、団体である社会福祉法人新潟みずほ福祉会から、ひとことご説明をお願いいたし

ます。

(新潟みずほ福祉会)

この事業を管理する、新潟みずほ福祉会第2みずほ園の渡辺といいます。よろしくお願ひします。今日は担当する嵐山と一緒に伺っていますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

当法人の設立なのですけれども、1974年、昭和49年、新潟県ミニコロニー構想というのがありまして、50人規模で出身地域で安心して生活できることを目的に、全県下13か所に施設を設置すると計画をされたことから始まりました。これに基づきまして、昭和50年、当法人が設立されまして、ミニコロニー構想の第1号施設として翌昭和51年、身体障がい者の施設、新潟みずほ園を開設いたしました。現在ではいろいろグループホームがありますが、障がい者支援施設2か所、作業所1か所、相談室1か所、先ほどのグループホームが5か所ということで、新潟市の障がい分野におけるさまざまなサービスを地域ニーズに応えながら行ってきています。

事業所の主な所在地は、新潟市西区小見郷屋藤野木、それから、みずき野。それから、西蒲区の旧西川町になります。さまざまなサービスを行っている中で、特に移動手段の支援をしてほしいとのニーズが利用者あるいは関係者から要望として挙がっておりましたので、今回この事業を行うことにいたしました。

まず、先ほどもありましたが、法人の運営するグループホーム利用者の移動手段として活用していただき、それからそのノウハウを蓄えて、移動の手段を必要としている他の障がいを抱える方にも活用していただければと考えています。西区ですので、周辺には越後赤塚駅、越後曾根駅といった交通公共機関はあるのですけれども、身体に障がいを抱える方が利用しにくい状況や、約1時間に1本と本数が少なく、天候にとても左右される環境になっております。障がいを抱える方が必要なときに安心してスムーズに外出や通院ができるこを目指していくと考えています。

実施時期は、平成27年4月、事務所は新潟市西区小見郷屋にあります、第二みずほ園に置きます。担当する職員は3名、福祉有償運送で使用する車は2台です。事業開始日に、先ほどもありましたがグループホーム業者の20名が利用登録者となります。ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの新規の申請につきまして、何かご意見ございますでしょうか。富澤委員、お願いします。

(富澤委員)

富澤です。小委員会での質問で、ほかの施設をいろいろ持ついらっしゃるのだろうなどい

う話が出まして、ここに回答をいただいた、いくつかの説明と人数を書いていただいていたのですけれども、それを受け質問をしたいと思うのですが、例えば7ページと6ページで運転者名簿、今3人の職員の方がおそらく、この新潟みずほ福祉会の事務所に勤務されている方が3人という意味なのかなと思っていたのですが、今後、例えば法人の施設内で人事異動があつて、運転者講習を受けられている3人が異動でいなくなつて、ほかの施設から運転者講習を受けていない方が入るといったときに、措置として、この運転者名簿の方がたぶん出入りがおそらく、ほかの団体よりも考えとしてあるのではないかと思っていますが、そのときの対応といいますか、組織体制といいますか、例えば4月以降で人事異動があつて、この運転者名簿の3人の方が替わる可能性であるとか、その辺を教えていただきたいと思います。

(会長)

それでは、新潟みずほ福祉会のほうからお願ひいたします。

(新潟みずほ福祉会)

お答えします。新規立ち上げですので、実は4月異動で、この方たちがこの仕事を担うという形になっています。その後ですが、はつきりした回答はできないのですけれども、当分は立ち上げたばかりですので、この3名で頑張っていきたいと思っています。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかに。山㟢委員、お願ひいたします。

(山㟢委員)

山㟢です。確認なのですけれども、小委員会でグループホームの名称と所在地を挙げてもらったのですけれども、下の二つが同じケアホームみずき野壱番館で、住所が違うのですけれども、これは名称は同じなのですね。確認です。壱番館の次は弐番館なのかなというイメージがあったので。

(新潟みずほ福祉会)

そうですね、間違います、弐番館です。

(山㟢委員)

下のほうが弐番館ですね。ありがとうございます。

(会長)

佐藤委員、お願ひします。

(佐藤委員)

佐藤です。事務局のほうにお聞きしたいのですけれども、車両に関してのことなのですけれども、オートマ車とマニュアル車の区分の把握はなさっているのでしょうか。

(事務局)

把握はしていないです。

(佐藤委員)

免許証のほうでは、オートマに限るというものが最近多くなってきてていると思うのですけれども、マニュアル車だと免許を配慮しなければいけないので、申請の際には把握していただきて、質問が出たときには、オートマですと。最近の車ですから、たぶんみんなオートマだとは思いますけれども、そういったところも注意したほうがいいかという提案でございます。車両のところに1項目付け加えていただきたいなとお願いします。

(事務局)

様式ですか。

(佐藤委員)

はい。様式のところです。

(事務局)

様式9号に、オートマかマニュアルかの別を。

(佐藤委員)

そうですね、車検証のところで私はよく分からぬのですけれども、こういった記号とか入っているのかどうかは分かりませんけれども、一般の方が見て分かるように、自動車登録車5というところに、オートマかマニュアルか書いていただくとよろしいのではないかなと思います。

(事務局)

分かりました。登録事業者に相談しながら、こちらの様式について新潟運輸支局とも相談しながら確認しながら対応していきたいと思います。

(会長)

ただいまの件、よろしいでしょうか。和泉委員、お願いします。

(和泉委員)

私、登記に関してはあまり詳しくないのでお聞きするだけなのですけれども、20ページに全部証明書がありますよね。役員との全部証明書というのは、全部もらわないのでしょうかね。一緒になっていないのだけれども、協議依頼②の20ページなのですが、役員に関する事項というところなのですが、氏名がお一人だけ書いてあるのですが、お一人というわけではないですね、役員の方。

(富澤委員)

私が回答してもいいですか。

(会長)

それでは、富澤委員のほうから。

(富澤委員)

ご質問の団体は社会福祉法人なので、社会福祉法人の法律を私は調べていないのだと思うのですが、前のほうのN P O法人に関しては法律が変わって登記は代表権のある人、一人だけを登記してもいい、理事全員を登記してもいいという選択になって法律が変わっています。社会福祉法人がどうなっているのかは分からぬのですけれども、おそらくこれで法務局に登記できたというのは、おそらくこれでいいはずなので、法務局に行ってだめですよと言われていなはずなので、前のN P O法人はこれで大丈夫ですし、そちらはたぶん大丈夫なのだろうと思います。

(和泉委員)

すみません、私は普通の法人しか知らないので。

(富澤委員)

二つのパターンがありますので、どちらも。

(会長)

それでは、その件はよしとしまして。五十嵐委員、お願ひします。

(五十嵐委員)

さきほど佐藤委員が言ったことに関連しているのですけれども、7ページを見ていただけますか。3番目の方なのですけれども、免許証の条件を見ますと、中型車（8トン）と、普通車はAT車に限ると書いてあるのですけれども、オートマ限定免許ではないかなと思うのですね。オートマの免許証の人はたぶんオートマしか乗れないのだなと思うのですけれども、車もオートマの確認は大変重要なことではないかなと思います。

(事務局)

この件につきましては、運行管理マニュアルに記載されていますが、運行管理責任者が対面で点呼をすることになっています。通常であれば、その際に運転者をそういった車には当然に乗せないということだと思います。

(会長)

念のためというか、新潟みずほ福祉会の方はお分かりでしょうか。2台ともオートマの車ですか。

(新潟みずほ福祉会)

そうです。

(五十嵐委員)

そうですか。

(会長)

この件については、2台の車は使える、運転できるということになります。

ほかに、ご意見ございますか。和泉委員、お願ひします。

(和泉委員)

言われたのは、そうではなくて、事務局は書類で審査されるわけでしょう、それで免許を持たれている方がオートマ限定免許の方がいらっしゃるのに、動かす車両についてオートマとマニュアルと把握していなければ不都合があるのでないですかということをおっしゃっているわけですよ。今後、オートマとマニュアルがはつきりするように。実際は車検証を見ても分かりません。類別というのも書いてあって、アルファベットがいくつか並んでいて、それは車の専門家が見れば分かりますけれども、例えば市役所の方が見られても分からぬと思うのです。ですから、マニュアルかオートマという事項を今後、今までそういうことは全然頭に入っていたので、当然項目がないというのは分かるのですが、今後は項目を増やして、きちんとあなた方のほうもチェックができるような書類に改良していただけませんかという話です。

(事務局)

分かりました。

(会長)

そのようにお願いしたいと思います。ほかに、ご意見ありますか。

それでは、無いようですので、新潟みずほ福祉会の新規の申請につきまして、協議が整ったということでおろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ありがとうございます。それでは、国ほうへ申請の準備をお願いいたします。

それでは、次の更新申請につきましてお願いいたします。

(事務局)

<特定非営利活動法人 アクセシブルにいがたの登録申請案と平成26年度上半期における実績状況について、資料に基づき説明>

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまのアクセシブルにいがたの更新申請につきまして、ご意見を伺いたいと思います。新保委員、どうぞ。

(新保委員)

利用者の新保ですけれども、資料3の運送を必要とする理由ということで、ずっと文章が書いてありますけれども、中間あたりに「利用者の中には大勢の人がいる場所が苦手で困って

しまう」と書いてありますけれども、これは具体的にはどういう。イメージがわからないのだけれども。

(会長)

アクセシブルにいがたさん、いかがでしょうか。

(アクセシブルにいがた)

利用者さんで知的障がいの方なのですけれども、慣れた人であれば一緒に行動できたりするのですけれども、不特定多数の人の中にいると行動ができなくなってしまうところがあるのです。

(新保委員)

失礼かもしれませんけれども、固まってしまうというのは、何人かいるのが皆一緒になるとというのは普通だと思うのですけれども。

(アクセシブルにいがた)

行動ができなくなるというか、普段の行動ができなくなってしまうのですけれども。

(会長)

体が堅くなる、動作ができなくなる。

(アクセシブルにいがた)

この人も話しかけていいかどうか分からぬ。そういったところです。

(新保委員)

分かりました。

(会長)

よろしいですか。ほかにございますか。

(自立生活福祉会)

補足させていただきます。今ほどのアクセシブルにいがたの利用会員の中で、私のはうで障がいサービスの計画相談という立場で担当させていただいている方が、やはり大勢の場だと本当に行動が停止してしまう、次にどうしたらいいのかというところができなくなってしまう方なので、非常に限られた空間で移動できるとスムーズに行動が移せるという、障がいに特性がある方ということになります。ご理解いただけますでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。ほかに、ご意見のある方お願ひいたします。

それでは、NPO法人 アクセシブルにいがたの更新登録申請につきましてお諮りしたいと思いますが、更新ということで協議が整ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、協議が整いましたので、国への更新申請の準備をお願いいたします。

それでは、その次に協議依頼④について事務局から説明お願いします。

(事務局)

<特定非営利活動法人 千草の舎の対価の変更について、資料に基づき説明>

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの千草の舎についての料金変更の件ですが何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。確かにこの件は小委員会でも一応お話を聞いて問題ないだろうということになっております。

それでは、千草の舎についての料金変更について協議が整ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、協議会において合意が得られたということにいたします。

それでは、小委員会委員の選出についてということですが、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。五十嵐委員より、本日の協議会をもって委員を退任したいとの申し出がありました。新潟市としましては、五十嵐委員の事情を踏まえて、ご本人様の意向に沿って申し出を受け、後任の委員を後日委嘱する予定です。五十嵐委員におかれましては、小委員会の委員にも選出されていましたので、今回の協議会において小委員会の後任について選出をお願いしたいと思います。

小委員会につきましては、新潟市福祉有償運送運営協議会規則第10条において「協議会の所掌事務における特定の事項について、あらかじめ調査審議させるため、協議会に小委員会を置く」と定められています。現在、新規申請にかかる協議依頼がある場合、協議会に先立って小委員会において、指摘事項等事前にまとめています。

小委員会の委員の選出につきましては、規則第10条第2項の規定により、会長1名、規則第3条第1号から3号までに掲げる委員のうちから2名以内、規則第3条第5号及び6号に掲げ

る委員のうちから2名以内の構成により組織されています。また、規則第10条第3項の規定により、互選により定めることになっています。

現在の小委員会のメンバーですが、松本会長と規則第3条第1号から5号までに掲げる委員からは、富澤委員と山㟢委員。規則第3条第5号及び6号に掲げる委員からは、和泉委員と五十嵐委員が選出されています。

規則第3条第5号に掲げる委員とは、「一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の意見を代表する者」として、こちらは現在、和泉委員が選出されています。

規則第3条第6号に掲げる委員とは、「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の意見を代表する者」となっておりまして、五十嵐委員と海藤委員の2名のうち、現在五十嵐委員が小委員会に選出されている状況です。

以上の状況を踏まえて、委員の皆様より、小委員会の互選をお願いします。

(会長)

それでは、五十嵐委員から、何かご意見ござりますでしょうか。

(五十嵐委員)

私がご意見をする立場ではないのですけれども、今の事務局がおっしゃった形でいくと、今、労働側の代表者でいるのは私と海藤委員だけなので、私が退任すると後ほど互選のあとで選ばれる人もいますけれども、残ったのは海藤委員しかいないと思いますし、私のほうであらかじめ、私はこういう事情で申し訳ないけれども、抜けるから海藤委員、あなた小委員会受けてもらえないだろうかという話をしておいたら、承諾は得ていますけれども、一応内諾は。以上です。

(会長)

小委員会というか、この協議会の委員は新しい方をお願いするわけですよね。

(事務局)

この協議会の委員は新しい方を新潟市がこれから委嘱します。

(会長)

それはそれとして、小委員会の委員をどうするかということについて、今は五十嵐委員から規則に則って、もう一人の方である海藤委員にお願いしたいと申し出があったわけですが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(会長)

それでは、異議なしという声がございましたので、小委員会の委員は、五十嵐委員から海藤委員に交替するということでお願いいたします。

それでは、これで3の議事が終わりました。長くなるのですけれども、いつもだいたい2時

間通してやっておりますので、このまま続けさせていただきます。

それでは、4の報告の上半期の福祉有償運送の実績報告について行います。現在、登録されている団体が17団体ございまして、4月から9月までの実績の報告を受けています。今回、実は17団体と数が多いものですから、私と事務局の間で打ち合わせをさせていただきまして、こういう形で全体の表と、それから各17団体に関する個別の表をつくらせていただきました。これについて説明を、報告を受けて皆さん方のご意見をいただきたいと思っています。

前回までは実際の団体の方が報告され、提出された実績報告書を使っていましたが、それは使わないで、こういう形で事務局にまとめていただいたということです。全体についての報告と個別の報告を順次させていただきます。

それでは、最初に全体の実績報告につきまして、事務局からお願ひいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。まず、全体の内容について、「福祉有償運送登録団体 実施概要一覧」というものをお配りしましたのでご覧ください。資料について説明させていただきます。団体名順に、それぞれ「車両」、「運転者」、「利用会員」とあります。これにつきましては、上半期が平成26年4月1日から平成26年9月30日までとしておりまして、車両、運転者、利用会員につきましては、9月30日現在の数となっています。その隣に「平成26年度(上半期)実績」とありますが、これはそれぞれ実績報告から集計した数字となっています。

「延利用件数」につきましては、件数を合計したもの。「実利用会員数」につきましては、月平均となっています。これを例えば6カ月で掛けると利用会員数よりも増えてしまうことがありますので、利用会員に対して実利用会員が何人かということであれば、月平均のほうが妥当かと思いまして、月平均を採用させていただきました。「運行距離数」と「対価」につきましては、合計となっています。実績の一番右列については「1件あたり」の「対価」と「運行距離」を入れさせていただきました。「その他届出等」は、車両の変更、軽微な変更等あった場合に記載をさせていただいています。その他、補足する説明等はこちらに記載しています。

全体をとおしての合計ですが、まず車両数につきましては、9月30日現在で全体で95台、全体の増減は2台ということです。運転者につきましては、全体で191人、増減は31人のマイナスとなっています。登録されている利用会員につきましては、合計で1,161人、増減につきましては、64人の増となっています。実績の合計ですが、17団体の合計で延利用件数の合計は1万4,445件となっています。実利用会員数につきましては514名。運行距離数の合計につきましては20万4,904キロとなっています。対価につきましては、合計すると718万6,540円となっています。全体の1件あたりの対価につきましては497.5円。運行距離につきましては、全体で1件あたり14.2キロとなっています。

事故、苦情等につきましては、右のほうに「事故報告」、「苦情報告」を書かせていただきま

した、この上半期における事故、苦情報告についてすべてにおいて「無」となっています。個別に説明させていただきますと、2番の「中東福祉会」につきましては、運転者が5名減っています。3番の「更生慈仁会」につきましては、車両は4台減って利用会員が35名減っているという形になります。この間、事務所の名称変更がありまして、「十字園地域生活支援センター」から「障害者居宅介護事業所わもっか」という形で名前が変わっています。

5番の「太陽福祉会」につきましては、運転者数が29名のマイナスとなっています。7番の「ほのぼの西川」につきましては、今回登録期限が平成27年1月31日となっていますが、今回登録の更新をせずに廃止すると話を聞いています。8番の「とよさか福祉会」につきましては、法人の代表者が変更されました。10番「アクセシブルにいがた」につきましては、車両が1台減っています。軽微な変更届けが出ています。13番「特定非営利活動法人 せいむ」につきましては、車両が2台増えています。14番「にいまーる」につきましては、福祉有償運送を現在休止中ということです。7月から実績がありません。15番「特定非営利活動法人 グリーン」につきましては、利用会員が13名増えています。16番「一般社団法人 よりいの会」につきましては、車両が2台増えて、利用会員は20名増えています。軽微な変更届けが出ています。17番「わあなる」は今日お休みですが、車両が3台増えています。合計で7台になりました。このことによって運行管理責任者の資格の変更届けになります資格者証が出ています。利用会員数につきましては16名増えています。全体の説明は以上になります。

(会長)

全体の説明をさせていただきましたが、この後、今個々のご説明も少しありましたが、各団体ごとに実績報告させていただきます。考えたのですが、17件と多いものですから、ある程度、私は3団体ごとにしましょうということで、3団体ごとに事務局の説明を受けまして、そしてご意見があつたらお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、最初の3団体につきまして説明をお願いいたします。

(事務局)

<①フレンドランド福祉会、②中東福祉会、③更生慈仁会の実績報告について資料に基づき説明>

(会長)

それでは、3法人について説明していただきましたが、何かお気付きの点ありますでしょうか。山㟢委員、お願ひします。

(山㟢委員)

利用会員の方が大幅に減っているのは何か事情があったのでしょうか。

(会長)

どこの団体でしょうか。

(山寄委員)

③の利用会員のところで、登録利用会員の人数が 35 名減ということですが。

(更生慈仁会)

利用者の 35 名減というのは、数年単位で利用が無かった方、名簿の管理も大変ですし、状況も変わっているだろうと思われる所以、一度退会ということで削除させてもらって、また利用の申し込みがあった際にはまたご本人にお聞きして、登録し直させていただこうかなと思って減らしております。

(会長)

ありがとうございます。ほかに、何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので次に移ります。④番、⑤番、⑥番の 3 法人につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<④中蒲原福祉会、⑤新潟太陽福祉会、⑥自立生活福祉会の実績報告について資料に基づき説明>

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの 3 団体につきまして、何かご質問ありましたらお願いします。和泉委員、どうぞ。

(和泉委員)

⑤の「新潟太陽福祉会」なのですが、運転手の数がもともと多いようなので、運行には差し支えないと私は思うのですけれども、これだけたくさん減ったというのは、何かほかの施設をつくられて、そこへ異動されたとか、何か理由がおありなのでしょうか。

(会長)

お願いいたします。

(新潟太陽福祉会)

特に施設ができたとか、純粋に 51 人マイナスとしてご指摘いただいたと思うのですが、51 名管理するのも我々は大変でしたので、今回実際運行している、運営していくにあたって必要な人数 21 名と絞らせていただきました。人事異動とかありましたら、また登録し直そうと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかに、ございますか。

無いようですので、この3団体についての報告を終わりとさせていただきます。

それでは、⑦番から⑨番までの3団体につきまして、事務局から説明お願いします。

(事務局)

<⑦ほのぼの西川、⑧とよさか福祉会、⑨いぶきの杜の実績報告について資料に基づき説明>

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの3団体につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。富澤委員、どうぞ。

(富澤委員)

富澤です。⑦番の「ほのぼの西川」は1月に業務が終了するということだと思うのですが、利用会員の11名の方は1月以降、どういう移動手段をとられるのか、おそらくお困りになっているのではないかなと思うのですけれども、すでに法人のほうでどこか別の事業所にご紹介をして引き継ぐであるとか、この11名の方は本当に困っていらっしゃるのではないかなと思いますので、その辺の対応をどのように考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

(会長)

それでは、ほのぼの西川さん、お願いいたします。

(ほのぼの西川)

今の件でございますけれども、実は私どもも将来的に、もう運転手の確保が非常に難しくなりまして、公式にはちょっと無理だろうということで、とりあえずそうさせてもらいましたけれども、利用会員の方については、一応前もって事前にその旨を伝えてございます。1月いっぱいまでは利用できる方もおられますけれども、実際、10月いっぱい入所されたとか、そういう方も結構おられまして、今のところ実際に利用されている方は7名程度しかおりません。この7名も家庭の事情で何とかなりませんかということで、ボランティアをさせてもらっておりますけれども、一応そのことについては了承しましたということで会員の方からも返事をいただいております。

どうしても、この方についてはやむを得ないという人がいたのですが、当然これは今まで料金いただいておりましたけれども、無償で個人的にやるしかないなという方が2名ほどおられます。その方もだいぶ高齢なのですね。私個人的に無償でやるしかないなと、そういう方がおられます。これらについては、非常に近い方の利用者なので、遠くまで行く方ではございま

せんと、その辺は私個人的に輸送も可能かなという状況であります。あとの方については、だいたい目途が立ちましたので、その辺は了解いただいております。

ですから、1月いっぱいである程度、有償運送については休止という段取りを取らせていただいております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(佐藤委員)

廃止となると書かれているのですけれども、それは今のお話ですと、有償運送に関する廃止という意味でとらえるわけですか。それとも、法人の「ほのぼの西川」の活動全体の廃止ということになるわけですか。それから、あと1点、廃止する場合は廃止届けが必要なのでしょうか。

(会長)

それでは、まず事務局のほうからお願ひいたします。

(事務局)

福祉有償運送に関して廃止と聞いています。NPO法人についてまでは確認はしていません。ほかの事業の関係で続けるのかどうかということについては。廃止届けは今回、更新の期限が到来して、そのまま更新しないということですから必要ないと認識しているのですが、その辺オブザーバーの新潟運輸支局にお聞きしたいのですが。

(オブザーバー)

新潟運輸支局の佐久間と申します、よろしくお願ひします。更新をしないということで自動的に期間が終えてしまうということで手続き不要という解釈をいただいているのですが、できればこちらのほうとしても正式に廃止したということを記録上残しておきたい部分もございますので、廃止届けをご提出いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(佐藤委員)

私は前に事務局の方にお聞きしたと思うのですけれども、ここにおられる方は健全にこの団体に入って、きちんとした対価を取るような申請をして行っているという格好を取っているわけですよ。前にお聞きしましたら、似たような手法で対価を取つていらっしゃる方もいると認識しておられますかというと、調べていないから分かりませんという格好の返答をいただいているのですけれども、私はやはり、そういうことはないとは思うのですけれども、ある程度人數が残っていて、利用者の方がいるということになったときに、そのときに対価はもらわないというお話をしたけれども、そういったところの既存のいた団体に入らないところの要因にならないような格好での正式なものが何かあったほうがいいのかなという部分があるのかなというところで、ちょっと懸念しているということで聞いたわけです。

(会長)

事務局、答えられますか。

(事務局)

取り締まり等につきましては、こちらに権限がありませんので、深くコメントすることはできない状況です。

(佐藤委員)

深くコメントできないのも分かるのですけれども、私の一番危惧しているのは、一旦団体に仮の話ですけれども、団体として登録した場合に、その方が更新をしないというのは、この団体から外れるだけの話でございますので、そうなったとき、後追いでそういうものが健全に処理されているのかどうかの後追いもする予定はまったくないわけですよね、取り締まりとかではなくて。監視機関があつたり。

(事務局)

それを監視したりする権限がありませんので。

(会長)

それでは、ほのぼの西川さん、NPO法人のほうはどうされるのでしょうか、そこだけ。

(ほのぼの西川)

本来は、全面的に廃止しようという手も考えたのです。ということは、家事支援という方はまだ利用したいという人もいるのです。ゴミ出しや、この辺に関しては、そういう方ばかりいるわけではございませんけれども、それに関してはこれはあくまでも法人からしていないと、対価はいただいていません。輸送は別として。そういう意味では本来はNPOそのものも廃止しようと最初はつもりでいたのですけれども、周りから、それだけはやめてほしいと、運送はできなくとも仕方ないけれども、法人のやられていることは、ぜひ何とか押さえてもらいたいという周りからの話がございまして、とりあえず運送に関してだけ廃止ということにしている段階でございます。これは将来またどうなるか分かりませんけれども、このまま果たして継続できるかどうかということは私はまだ腹づもりとしては持っておりません。近々に廃止になるかも分かりません。それから、先ほど指摘をもらいました廃止届けでございますけれども、1月31日までございますので、その後なのかその前か分かりませんけれども、一応廃止届けを運輸支局と市のほうにもさせていただきたいと思っております。

(会長)

廃止届けのほうはお願いいたします。ほかに、ご意見ございますか。

それでは、ただいまの⑦番、⑧番、⑨番につきまして、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の3団体の報告とさせていただきます。⑩のアクセシブルにいがたさんは先ほ

ど行いましたので、飛ばしまして⑪番から⑬番の3団体につきまして、事務局からご説明報告をお願いします。

(事務局)

<⑪千草の舎、⑫こころ楽楽、⑬せいむの実績報告について資料に基づき説明>

(会長)

それでは、ただいまの3団体につきまして、何か質問はありますか。

特に無いようですので、ただいまの⑪番から⑬番の3団体につきましての報告を終了させていただきます。

それでは、⑭番から⑯番までの4団体になりますけれども、まとめて事務局から報告説明をお願いします。

(事務局)

<⑭にいまーる、⑮グリーン、⑯よりいの会、⑰わあなるの実績報告について資料に基づき説明>

(会長)

それでは、ただいまの⑭番から⑯番までの4団体につきまして、何か質問ござりますでしょうか。五十嵐委員、お願ひします。

(五十嵐委員)

⑭についてお聞きしますけれども、7月からやっていないということなのですけれども、現実に身体障がいの方と知的障がいの方と合わせて8名いらっしゃるのですけれども、現実に月平均、大勢して移動していたのですけれども、この方々はどういう理由で中止になされたのか、またもう一つはなかなか身体障がいの方、知的障がいの方は、代わりに、どこかしらの方がやっていただいているのか説明ができましたらお聞きしたいと思います。

(会長)

お願ひいたします。

(にいまーる)

まず、ご指摘の点ですけれども、身体障がい者といつても聴覚障がいの方もおられまして、知的の方もおられますけれども、聴覚障がいの方で動かすというか、障がい者のご両親が高齢になっておりまして、将来を心配されているということで当法人としても自立生活支援の活動をやっておりまして、その方たちが自立生活をしたいということで今、アパートを借りて近く

に住んでおられる方もおられますし、中には家庭の環境で逆に送ることも可能だという方もおられますので、その辺で利用者の現実対応できていないといいますか、必要ないということになつておりましたので、休止ということでやめさせていただいています。

将来的には、また状況が変わりますので、対応が必要かなということもありますので、そういったところです。

(会長)

よろしいでしょうか。

(五十嵐委員)

よろしくない。ということは、休止ということで廃業ではないと。福祉有償運送はまだやるのですよという見解なのですか。

(にいまーる)

そうですね。言葉をどう表現したらいいのか分かりませんけれども、保留といいますか、将来的にまだ有償運送はやめないということで。今後の状況を見ながら続けるということで休止しております。

(会長)

休止というよりも、利用される方が一時的にいらっしゃらなかつたと。

(にいまーる)

そうです。今、利用される方がいないということで。また、環境が変われば検討する相談になりますけれども。

(五十嵐委員)

分かりました。

(会長)

そういう事情だそうです。ほかに、ご質問等ございますか。和泉委員、お願いします。

(和泉委員)

ご利用にならなくなつた理由なのですけれども、今おっしゃられたように利用される方のいろいろな理由があるわけなのですけれども、その理由の中に利用料金が高すぎるなんていうことはなかつたですか。

(にいまーる)

そういう理由ではありません。

(和泉委員)

そうですか。

(にいまーる)

ただ単に環境の問題ですね。

(和泉委員)

南区のほうで、障がいの方だけではないのですけれども、輸送業務があつて、片道300円とかでやっていると思うのです。やっぱり300円だと高すぎるという話が多々ありまして、それで、そういう理由もあったのかなと。ちょっと料金が負担しかねるので私が送ろうか、みたいな感じで家族の方とかおっしゃって、それで利用が減ったのかな、そういうのもあるのかなと思ってお聞きしたのです。ありがとうございました。

(にいまーる)

ありがとうございました。

(会長)

ほかに、質問等ございますか。富澤委員、お願いします。

(富澤委員)

毎度すみません。全体をとおしてなのですけれども、今回、こういう形式の報告が初めてだったので、これはこれで限られた時間の中でいいと思うのですけれども、プラス提案をさせてもらいたいので、ほかの委員にもぜひご検討いただきたいと思うのですが、例えば、会場の中にこの団体のそれぞの、必ず市のほうに提出されている書類を後ろのほうに閲覧用ということでお出していただいて、我々委員が例えれば30分とか少し早く来て、本当にこの書類と照らし合わせて見られるように見せていただきたいと思うのです。

なぜかというと、今まで例えれば運転免許証の日時であるとか年数であるとか、今言ったような保険の条件とか、やはり事務局の方だけにお任せするということは、我々委員もちゃんと見て会議を承認しますということにしないと、結局やっぱり漏れということがあろうかと思いますので、もしも早く来て書類を見られる条件にある委員の方は、ぜひ次回からそのようにして、それで会議に臨むということが私は望ましいのではないかなどと思うのです。今まで全部、こういう書類を生で見てきたわけですから、今後もこの書類で進んだとしても会場内に書類があるという状態にしていただきたいなと思います。これは私の一意見ですので、ほかの委員がどう思われているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(会長)

いかがでしょうか。

(五十嵐委員)

そのほうがいいのではないですか。

(和泉委員)

賛成です。

(会長)

それでは、富澤委員から提案がありましたので、各団体からの実績報告書のそのものは会場

の中で見られるように前もって会場の中で準備をいたしますということです。どうぞ。

(和泉委員)

さらにお願いするのであれば、毎日日々つくつていらっしゃる書類がありますよね、例えば運行の記録とか点呼の記録とか、日々お願いして必ずつくって管理してくださいねという書類があるわけですけれども、できればそれも大した量ではないので、風呂敷にでも包んでいただいて持ってきていただければいいと思うので、それもお願いできるようであればお願いしたいと思います。

(会長)

和泉委員から提案がありましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

この協議会の趣旨としては、今ここで報告をさせていただいておりますけれども、運行日誌や、こういったところまでの点検という、あくまでも監査は含まないので、協議会でここまで、もとになっている部分になるかどうかというのは意見としてお話し合いをさせていただきたいと思います。というのは、そういった書類を法人の方に持ってきていただくというのは、普段から整理をしているのでしょうか、結構な負担になるのではないかと。協議会としては、適正なことについて意見等をいただくという場であって、監査の場ではないのではないかと思っています。その辺も踏まえて、意見を協議していただければと思います。

(会長)

お願いいいたします。

(和泉委員)

私、前々から言っているのですけれども、ここの委員会というのは仮にも運輸支局へ書類を出す前の準備段階ですので、許可を出した立場ですね。それを見て運輸支局のほうで実際の許可を出されているのですけれども、実際問題として、今日も書類に穴がありましたけれども、とてもあなた方を信用して、いい加減に判を押すことはできないということですよ。

(事務局)

不手際があった点についてはお詫びしますけれども、やはりもう一度協議会としての役割といいますか、求められているものはそういった監査的視点ではないのではないかということを考えていただきたいなと思っております。

(和泉委員)

どうして書類のことをうるさく言うかといいますと、今まで何回も何回も議事録を見ていただくと分かりますが、何年も前から書類をちゃんとしてくださいと言つてお願いをしているのです。それをあなた方ができていないですよ、ここ何年も。ということで、あなた方が見るのは結構ですけれども、それ以外にも私どもにも見せていただきたい。毎日つくっている書類

を持ってくるのがそんなに手間でしょうかね。

(会長)

和泉委員の発言の中は、書類を間違うということと、それから毎日の日報のようなものを持ってきていただくということで、ちょっと別のことのように聞こえるのですけれどもね。

(和泉委員)

別のことではなくて、関連しているのだと思います。監査をすることが我々の仕事ではないとおっしゃいますけれども、こうやって更新の許可にしても何にしても出すわけでしょう、我々も。我々が同意をしなければ運輸支局へ書類を認可してみようがないわけじゃないですか。違いますか。同意がなければできないわけでしょう。

(オブザーバー)

同意は必要事項になります。

(和泉委員)

ということは、うちが許可した書類を提出していただいて、結構ですよということもある程度責任があるのではないかでしょうか。それプラス我々がチェックするのは、あなた方がつくった書類しかないわけですよ。それが信用できないということになると、どういうことですか。

(事務局)

うちのほうも、書類に不備があったということについては、先ほども重ね重ね申し訳ないということでお話しさせていただきます。そういう日々の日報とか、どこまで求めるのかということについて、議論していただければと。私としては、今お話ししたのを反対ということではなくて、あくまでもそうした、ここは監査の場ではないので、そこまで必要ないのではないかというとをお話させていただいたので、協議会として意見を出していただくのであれば、団体のほうにはお願いをするということはいたしますけれども。ただ、逆に言うと法人の負担になるような資料の提出まで求めるのかどうかということをお話させていただいたということですので、協議会の意思として、といった資料を求めるのだということであれば、これは私どもとしてはこれはするしかないということです。

(五十嵐委員)

ここはNPO法人の方々がスムーズに登録された方を輸送できるようにということで、こういう団体が入っているんですね。そして国のガイドラインから始まった新潟市のガイドラインのはじめつくりました、侃々諤々で。それは現実に法律に則って、それはできているのです。例えば運送の対象者も然り、対価も然り。それは監査ではなくて、きちんと法律どおりそのように運営されていますかということを、この立場が見るわけで、例えばおおむね70歳以上が運転してはだめですよとガイドラインが決めてあるのに72歳の人が運転手をして人身事故を起こした、死亡事故を起こしたと。誰が責任を取るのですか。ここでは責任論がついてくるから、

みんながそういうことを言っているので、そういう監査的なものとか、そういう偏見的な考えではなくて、スムーズにうまくいくためにはみんなで法律を守って、会員の方しか乗せないとか、みんなで法律を守ってうまくそういう人たちを、本当はこういうのを我々がやることではない、新潟市なり新潟県が金を出してタクシー会社にばんばんさせるべきだということです。金がないからこういう人たちがやっているのだから、我々もそういう意味で言っているのだから、うまく回っていこうと。そういうことで会長が一番努力してはじめから立ち上がっててきたわけだ。それで私たちもうまくやればいいという基本的な考え方で法律どおりやってくださいよと。皆さん会員を運んで大変だろうけれども、やりましょうという形なので、間違ったような見方で発言されるのはうまくないと思います。

(会長)

どうぞ。

(広島委員)

福祉有償運送の協議会も、すごく細かい書類の点検というのは必要かもしれません、最近の会議の中としては、細かな数字の間違いとか、そういうことで終始してしまって、本当にこの新潟市の福祉有償運送をどうしていくかというところの議論がなかなかなされていないというのが現実だと思います。そういうことに終始しないで、もう少し大きな幅を持って意見を言っていただければと思います。

(会長)

私の感想ですけれども、例えば今回の新規登録というと、事務局の方から我々は話を聞いていますが、事務局の方はその現地へ行って団体の担当の方から話も聞き、事務所の様子、車の様子も見て、その結果を我々は聞いているわけです。そのときに、別に我々委員が一緒に行つてもいいかなという思いもあるわけです。何も全員ではなくても一人二人がついて行って、どこかの団体の様子を見せてもらうという形で監査というのではないのだと思いますけれども、実態としてうまく運営されているのかなと。きちんと運営されているのかなというのを見せていただくということはあってもいいのかなと、私は思っているのですけれども、そんな意味で運行日誌のようなもの、私のところの運行日誌はこんなふうになっているのですよということを見せていただくことがあってもいいのかなと私は思います。

ただ、今現実の問題としてたぶん、私想像するに全部パソコンに入っているのではないかと思います。だから、それをプリントするとなると、またそれも一つの作業になりますので、大変なことかもしれない。だから、その辺も勘案して見てくださいということであれば、見せていただくということもあってもいいかなと。ちょっとあいまいですが、そんなふうに思います

が。

(富澤委員)

富澤です。今回の報告について事故、苦情が1件もなかったというところが私としては個人的には非常にほっとしているところです。数年前は残念ながら事故の報告があつたり、そういう状況を実績報告で我々委員が聞かなければいけなかつたということがありますので、事故が起きたときに、その対応がどのようになつてゐたのですかということも、例えば団体の方から説明をいただいたり、それで改善方法を口頭で説明をいただいたりしてきましたので、今はどういう管理の仕方をしているのかということを、やはり事故が起きてからではまずいと思いますし、私の意見としては安全に安心して皆さん方を移動する、走行してもらうというところが、この委員会の趣旨だと思いますので、できる範囲で委員がどういう運営を皆さん方がやっているのかということは、やはり見たいと思っていますので、あまり今までのこういった仕組みができていたわけですから、これはやはり見せていただきたいと思っています。

(会長)

せっかくですので、団体の方、どなたか今の件について発言したいという方、いらっしゃいますか。

それでは、とりあえずはどうでしょうか。出していただけるところ、団体については持ってきて見せていただくと。その様子を見ながら、もう少しぬ次の判断をしてみたいなと思うのですが、事務局のほうから各団体に対して強制ということではなくて、持って来ていただけた団体から持つて来ていただいて見せていただくということで、いかがでしょうか。

(会長)

どうぞ。

(ほのぼの西川)

今ほどの記録等の件でございますけれども、実は私たちが先回の更新のときに点検証とか日々の記録簿、それらを全部こちらへお持ちして皆さんから閲覧していただいたことがあります。ですから、全員は大変でしょうけれども、もし更新の時期がきたときに更新者の記録簿を見ていただくことも一つの方法ではないかと思います。この間、私は更新のときは3件ございましたけれども、そういう記録簿などを委員の方から閲覧していただいたことがございます。そういう方法も一つの手ではないかなと思います。以上です。

(会長)

四半期の報告のときではなくて、更新のときに見せていただくという提案なのですけれども。事務局のほうから要請していただくということで、一歩進めるとお考えいただけたらなと思うのですが、事務局のほう、よろしいでしょうか。

(事務局)

分かりました。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、先ほどの富澤委員のご意見は、ちょっと私も気にはなっていたので、実績報告書の実物を見られるような形で、そういう意味では協議会の開催前に、少しでも見ていただくというふうにしたいと思います。どうぞ。

(和泉委員)

先ほど、広島委員がおっしゃったことなのですけれども、確かにこの会はもっと大事なこともあると思うのです。今はこうやって報告を受けたりということしかしていませんけれども、それよりもっと大事なというか、もっと仕事は余計になるかと思いますけれども、それこそ本来の協議会の仕事というか、そういうものもあると思うのです。今まで毎回案内いただいて来るだけでしたけれども、その前に分かるようなことがあれば提案していただいて、そのとき話をします。もちろん我々だけではなくて今実際にやっていらっしゃる方、周りにたくさんいらっしゃるわけですよね。そういう方から、これは困るから、こういうふうにならないだろうかとか、実際運用しているのは我々ではなくて隣にいらっしゃる方なものですから、そういうお話も、もし拾い上げて、ここで議論ができるのならもっといいかなと思っています。

(佐藤委員)

長くなると悪いのですけれども、よろしいでしょうか。

(会長)

どうぞ。

(佐藤委員)

佐藤でございます。私はこの協議会に入ってくださっている方は、健全におやりにならっしゃると思うのです。逆に、入っていないで似たような内容のことをやっていらっしゃる方が私は一番問題だと思っておりますので、やはり私としては何か疑問点があるというのは、入ってくださった方に対して不備があるか、ないかしか見ていないというところは確かに不満に思っているところで、もっと市のほうとして広報活動で、こういった協議会に入っていただきたいとか、そういう健全な方向に持つて行ってもらいたいというのが実情なのです。

ここにいらっしゃる方はむしろ健全に前向きに入って、手間暇かけて資料を提出したり、いろいろなことをやってくださっている方ですので、そういった方に関しては私が細かい数字が違っていた、何していたというのは、やはり大したことではないと思っておりますので、広報のほうできちんとしていただいて、仕事は大変になるのでしょうかけれども、やはりこれだけの数しか入っていらっしゃらないというほうが、むしろ私はおかしいのかなど。それに対して把

握をしていない、担当が違う、確かに担当は違いますけれども、広報で促すということはできると思いますし、先ほど監査であれば定期監査で緩いような格好の中で支局の方がやっていただければいいような話でございますので、あとは白タク行為に類似するということになれば、警察のほうの管轄になるから私は知らないではなくて、やはり入るような健全な運営をしていく上で有償運送というものを広めていくという方法も一つお願いいたします。以上でございます。

(会長)

それでは、そういう委員からの意見がありましたので、新潟市としても事務局としてもできるところからご検討をいただきたいと、実施のほどをご検討いただきたいと思います。

たぶん、この協議会というのは私の感じでは非常に限定された仕事を任せられているので、そう広げていくことはできないというか、そんなことはやってはいけないと私自身は思っておりますが、事務局のほうから用意した議題だけで終わるということではないと思いますので、そういう関連したご意見もいただきていきたいと思います。

それでは、長くなりましたが、この辺で本日のところは終了させていただきたいと思いますので、今後の予定などにつきまして、事務局からお願いいたします。

(事務局)

福祉総務課長の外山でございます。冒頭の部分については、所用がありまして遅れたことについて申し訳ありませんでした。

本日は、丁寧な審議をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様からいただいた意見は、また今後の協議会の運営に反映していきたいと考えております。今後ともよろしくお願いします。

また、今回新規等で協議が整った団体につきましては、国への登録手続きを行っていただきますよう進めてまいりたいと考えております。

本日お配りした資料については、個人情報等が含まれておりますので持ち帰らず、机上にそのまま置いていっていただきたいと思います。

それから、今後の日程でございますが、社会福祉法人とよさか福祉会の登録期限が平成27年5月8日となっておりますので、その前に協議会を開催したいと考えております。来年の3月か4月ころになろうかと考えておりますが、その際には日程調整等させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、五十嵐委員におかれましては、長年にわたりまして当協議会にご協力いただき、誠にありがとうございました。今後とも、よろしくお願いしたいと思います。事務局からは以上でございます。

(会長)

それでは、これをもちまして、本日は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。